

諸 塚 村 ご み 分 別 表

令和4年4月作成

可燃物 (燃やせる ゴミ)	①生ゴミ・食用油 ※生ゴミは必ず水きりして出す。 (ごみの減量のため) ・食用油は、固めるか布等に染みこませて出す。 ②プラスチック製の商品 食品保存容器(タッパー)、ハンガー、歯ブラシ、スポンジ、おもちゃ、ビデオテープ、DVD、プランター、汚れの落ちないプラゴミ、衣装ケース、灯油ポリ容器(中身は空にする)など ③ラップ、アルミのホイルやカップなど ・オードブルの分厚いアルミカップも出して良い。 ※ラップやアルミホイルの芯と箱は「古紙」で出す。 ④皮革製品、サンダル、靴類・ゴム製品 地下足袋、スパイク地下足袋、雨靴、安全靴 ゴム手袋、ゴムホース、長靴、ボール、ホースなど ※ホースは80cm以下に切るか、丸めて袋に入れて出す。 ※金属部分は出来るだけ取る(取れない場合はそのまま出す) ⑤資源物(古紙類)に出せない紙 写真、紙コップ、感熱紙、洗剤の空き箱、アルミ張り紙容器など。 ⑥布団、カーペット、わた入りのものなど ぬいぐるみ、その他布類(資源にならないもの) ・出来るだけ小さく(1m程度)に畳むか丸めて、ヒモで縛って出す。 ※木製タンスなどの家具、プラスチック製の衣装ケースなどは、壊せる物は80cmくらいの長さに切って、袋に入れるか入らない物はひもで縛って出す。 どうしても壊せない場合、量が多い場合は、住民福祉課へご連絡ください。		⑦紙おむつ、生理用品など ※汚物を取り除いてから出す。 ⑧木枝、草、畳、木製家具など ・80cm程度に切って縛って出す ※量は、畳替えの業者になるべく引き取ってもらう。 ⑨その他 木製のおもちゃ、使い捨てカイロ、乾燥剤、保冷剤、ペットの砂、ティッシュ、キッチンペーパーなど ※ポリカーボネートの波板(屋根材)は丸めるか80cm程度に切って縛って出す。		・村指定のゴミ袋 ・地区名、氏名を記入する ※プライバシー保護や生ゴミを包むために新聞紙等を使う場合は、必要最低限にする ・袋に入らない物は「燃えるごみ」と記入した紙等を貼って出す。
	不燃物 (燃やせない ゴミ)	①金属類 ※資源物(缶類)以外の物 ふた類、食油缶、オイル缶、ペンキ缶、アルミ皿、鍋類、ガスコンロ、石油ストーブなど ※中身を空にする。ストーブ類も灯油を抜いて出す。 ※ドラム缶は収集不可。(ガソリンスタンドで回収) ③その他複合製品 金属類・ガラス類と他の素材が複合していて分離出来ないもの ④電球、蛍光灯、乾電池 ・蛍光灯はケースや紙に包んで出す。 ・電池は、電池のみを透明袋に入れて不燃物で出す。 ※ただし、充電式の電池は、電気販売店で回収。 デジタルカメラ、電気シェーバー、携帯ゲーム機等の充電式電池は不燃物で出さないようにしてください。 ⑤カセットボンベ・スプレー缶 ・原則、使い切ってから出す(使い切っていない場合は、その旨を表示) ・穴は空けなくて良い ・穴を開けたい場合は、専用の道具を用いて、風通しの良い屋外で行う。		このマークが目印です 対象商品には右図のマークが表示されており、分別収集はこのマーク このマークが目印です 対象商品には右図のマークが表示されており、分別収集はこのマーク ②ガラス・陶磁器類 ※資源物(空き瓶)以外の物 油瓶や乳白色の化粧瓶も ④カセットボンベ・スプレー缶 ・原則、使い切ってから出す(使い切っていない場合は、その旨を表示) ・穴は空けなくて良い ・穴を開けたい場合は、専用の道具を用いて、風通しの良い屋外で行う。	
ペット ボトル		①清涼飲料用・酒類・醤油用など ・中身を出して、軽くすすぐ。 ・色が付いていても良い。 ※キャップとラベルは「プラゴミ」で出す。 ※工作に使用したものは「燃えるごみ」で出す。		このマークが目印です 対象商品には右図のマークが表示されており、分別収集はこのマーク	
缶類	①飲食用缶 ・中身を出して、軽くすすぐ。 ・空き缶の中に吸い殻や電池など他のものを入れない。 ※キャップは外して「不燃物」で出す。 ※ミルク缶より大きいものは「不燃物」で出す。		このマークが目印です 対象商品には右図のマークが表示されており、分別収集はこのマーク		・無色透明袋 ・地区名、氏名を記入する
ビン類 (3色分別)	①ガラス製のビン(商品が入っていた物に限る) ・中身を出して、軽くすすぐ。 ・プラスチックは、取れるものはできるだけ外す。 ※ふたは外し、プラスチック製は「プラゴミ」、金属製は「不燃物」で出す。 ※乳白色の化粧ビン、薬ビン、耐熱ガラス等は「不燃物」で出す。		酒瓶・ビール瓶は酒屋さんへ引き取りが出来ない種類もありますので、酒屋さんへ事前に確認をお願いします。 ※引き取りが出来ない物は村の収集日に出して良い		・無色透明袋 ・地区名、氏名を記入する ・白色(透明)、茶色系、その他の3種類に分けて、それぞれ袋に入れる
資源物 古紙類	①新聞・チラシ ・新聞と折り込みチラシは一緒に良い。 ②段ボール ・紙製テープ以外はできる限り取り除く。 ③紙パック ・洗って、開いて、乾かす。 ・匂いが残っていても良い。 ・プラスチックは取る。 ※内側がアルミのものは「燃えるごみ」で出す。 ④雑誌・その他(名刺サイズ以上) 雑誌、カタログ、パンフレット、広報誌、コピー用紙、教科書、ノート、ポスター、紙製の容器包装、紙製の芯など ・ホッチキス芯はそのまま出してよい。クリップは取る。 ・プラスチックやビニールなどの異物を取ってから出す。 (ティッシュの取り出し口や窓空き封筒など) ※プライバシーに関するものは、燃えるごみで出すことも出来ます。 【古紙・古布類】 雨模様の日、 ごみボックスの中に入れるよう お願いします。 濡れてしまうと、 リサイクルが出来ませんので、 ご協力をお願いします。		資源にならない紙の一例 汚れている紙(ピザの箱など)、においが強い紙(洗剤の箱など)、防水加工紙(紙皿・紙コップ・カップ麺の紙製容器など)、カーボン紙、シール台紙、写真、油紙		・①～③、④でまとめられるものは、それぞれひもで十文字に縛って出す ・その他の紙は無色透明袋か紙袋で出し、中身が出ないように口を閉じる
古布類	①衣類、シーツ、タオル、ハンカチ、靴下など ・洗濯し、ひもで縛る。縛れない小物類は透明袋に入れても良い。 ・ボタン、ファスナー、チャック類は着いたままで良い。 ※わた入りの物、羽毛、皮革製品、カーテン、下着は「燃えるごみ」で出す。		④袋類 買い物袋、食品の袋、詰め替え商品の袋など ⑤その他 ペットボトルなどのふた、発泡スチロール、プラスチック製緩衝材、野菜や果物のネットなど		・ひもで十文字に縛って出す ・小物類は無色透明袋に入れて出す
プラスチック製 容器包装	①カップ・トレイ類 ②チューブ類 ③ボトル類 ④袋類 ⑤その他 ・中身を出して、軽くすすぐ。(臭いが残っていても良い) ・乾燥させる必要はなく、水を切る程度で良い。 ・汚れの落ちないものは「燃やせるごみ」に出す。 ・ラベルやシールは無理に取らなくて良い。 ・プラゴミ・発泡スチロール・トレイは、一緒に袋に入れて良い。		このマークが目印です ※入れ物(容器)や包み(包装)が対象 対象商品には右図のマークが表示されており、		・無色透明袋 ・地区名、氏名を記入する ・大きいものはひもで縛って出す ・二重袋では出さない

出してはいけないごみ

・家電リサイクル法対象商品→電気店に相談。(家電リサイクル料金が必要)
(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

・パソコン類→電気販売店に相談

・消火器→地元の消防団に相談

・在宅医療ごみ→処方された医療機関に相談

・産業廃棄物(事業活動の中で不用となったもの)→産業廃棄物処理業者に相談

・建築資材類、タイヤ、バッテリー、ポンベ、土・石、農業用廃棄物、農薬、石油、塗料、ドラム缶